

## グプタ朝（西紀四—八世紀）印度社会の一考察（中）

佐藤 圭 四 郎

内容 緒言—一、史料—二、グプタ朝の地方統治 (1)種族長 (samanta) (2)郡長 (vishayapati) 三、村落樞成員とその性格 (1)持分 (bhaga) 持受 (bhaga) — (以上第三十四卷四号)

— (2)家長 (kutumbin) と隷屬民— (以上本号) — (3)氏族 (vata) と支族 (kula) — 結論。

〔要約〕グプタ時代の村落は主幹村落を中心とし、之に十ヶ内外の小村が附帯した村落集団を形成している。その構成員は、農民 kutumbin を中核とし、之に手工業者 karuka、隷農 kutumbinā などの隷屬民が加わる。農民は支族 kula を血縁的紐帯とした家族 kutumba の成員であつて、村内の耕地に持分地 pratyāga をもつ。之は村内の各処に分散した條地集団に分属した多くの條地 patti より成り、大頭の牛に牽かれる犁一對によつて耕作され得る広さであり、之には園地・宅地・家屋が附帯しており、農民の家族が永久に伝承すべきものである。之に対し、隷屬民は農民のように村内に持分地をもたず、境界地の一部を占有し、家屋と家族を持つて独立の家計を営んだが、その占有地の大いさは農民の持分地の半分程度の狭小なもので、隣接の遊羅門や農民の保有地を小作の形で耕作したようである。之等の隷屬民の確保と境界地の耕作をめぐつて、王と村落共同体の対立があり、地主貴族の成長が見られるのである。

### (2) 家長 (kutumbin) と隷屬民

次に、之等の税賦を負担せる直接生産者について考えね

ばならない。それは即ち kutumbin (家長) 及び karuka (手工業者) などであつて、グプタ時代の Uchchakalpa 王 Sarvavahā の文書に、

「汝等（—kutumbin 及び kūrka）は慣例の Dhāga, Dhoga, Kara（中略）を差出し、〔被讒与者〕の命令を聞くに從順なむ。」 C. I. Vol. II, p. 127, ll. 17—18.

とあり（數十道のグプタ文書は殆んど同じ）、また同じく Samudragupta の名で発せられた文書には、

「村々の、納税の義務ある (Kurada) kutumbin, kūrka 等は云々」 *ibid.* p. 257, ll. 12—13.

とあることより明かである。まづ kutumbin（家長）について考察し、しかる後に kūrka（手工業者）その他に及びたいと思ふ。

(A) kutumbin（家長）

kutumbin とは kutumba（家族）の長、即ち「家長」を意味する語である。Mh. (III, 89) に、  
「賢者、祖先の靈、神 Dhātā, 外来者は、kutumbin（家長）に「犠牲と供物を」求める。よつて「法を」知れる彼は与えねばならぬ。」

とある。これは家長の義務として定められている五大供犠 (Pancha-maha-yajña) (Mh. III, 67 ff. 参照) のことを記し

グプタ朝（西紀四—八世紀）印度社会の一考察（中）（佐藤）

たものつとめて、kutumbin が家長を意味することを示す一例である。さらに kutumbin という語は必ずしも grihastha 即ち婆羅門の家長のみを表すのではなく、その他の種姓の家長であつてもよい。例えば Mayanata (K. 61) に「ここに於て、一人の村の長が、隷僕 (Dhritya)、親族 (parichitaka) と共に、そこに居る〔村〕が、婆羅門又は他の種姓 (anya-varṇa) によつて享受せらるべき村といわれている。それを kutika というべきである云々」  
「kutika とは、一人の kutumbin（家長）を伴えるものなるべし云々」

とあつて、kutika と呼ばれる小村には、一人の kutumbin（家長）が村長として住まつているが、それは「婆羅門又は他の種姓」の出身である、ことを記している。

しかし、グプタ時代及び以後の時代の文書に見える kutumbin は、このような「家長」という意味で用いられているのではなく、たとえば、グプタ文書に、

「Uśha 村の」南の境界に於て、kutumbin（農民）  
Vāvaka によつて、耕されどる (prakṛishṭa) 120 pa-

dhavuta の〔広野の〕土地」C. P. S. I. p. 48, l. 22. とあり、また

「[Sūta 村の] kūtumbin (農民) Vakkhalika によつて〔耕<sup>o</sup>やれ<sup>o</sup>び<sup>o</sup>る<sup>o</sup>〕 dvasa 地 (中略) また Yalāpura 村

の Phakka (不具者) という緯名の kūtumbin (農民) に

よつて〔耕<sup>o</sup>やれ<sup>o</sup>び<sup>o</sup>る<sup>o</sup>〕 dvasa 地」C. I. I. p. 283, ll. 8-9.

とあるように、自ら農耕に従事している「農民」一般を表している。しかれば次に、本来「家長」を表す語であつた kūtumbin が、何故にグプタ以後の文書では「農民」一般を表すようになったのであらうか。この問題は、グプタ時代の kūtumbin の本質的な性格に關聯しているので、この時代の文書に見える kūtumbin の用例を再研討することによつて妥当な解釈がなされねばならぬ。

グプタ文書には、譲与などによつて土地の上級所有権が転移するときには、その土地を占有して実際に耕作している農民に対して、これまでの上級所有者に納めていた税賦を今度は新しく所有者となつた被譲与者に納めるように命ずる一節が例外なく記されている。これらの納税の義務を負つた下級占有者たる農民として文書に見えるものは、

「Vanḍrupīcyu とよむ村の—(中略)—すべつての kūtumbin たち」E. I. V. p. 120, ll. 15-16.

または

「Prōtānāṇḍu 郡に住入つてゐる—(中略)—すべつての kūtumbin たち」Ibid. p. 79, ll. 69-70.

のように、単に「kūtumbin (農民) たち」ともある場合が比較的多い。又、kūtumbin の代りに、「prativāsin (住民) たち」Ibid. p. 136, l. 8; となつてゐるものもある。又、この二語が結びつて、「prativāsi-kūtumbin (住民たる農民) たち」C. I. I. p. 193, ll. 4-5. と記されている。

しかるにまた他の文書には、これらの kūtumbin (農民) または prativāsin (住民) のほかに、隷属民としての性格をもつた住民が併記されている。例えば、

「kūtumbin たち、および kūrka (手工業者) たち」C. I. I. p. 118, l. 6; Ibid. p. 12, l. 6.

または

「kūtumbin たち、および、すべての kūrka (手工業者) たち」Ibid. p. 127, l. 8; Ibid. p. 131, l. 7.

の如く、karuka 即ち「手工業者」が併記されている。また、

「*krishaka* (隸農) たゞ、ならびに *nivāsim* (住民) たゞ」  
P. I, X<sup>III</sup>.  
p. 155, 1. 22.

または、

「*nivāsi-patīkṭā* (住民たる隸農) など……*gāyā* *kars-*  
*haka* (隸農) たゞ」  
I. A, VI.  
p. 255, II, 25—26.

の如く、*krishaka* 「隸農」または *karsaka* 「隸農」が併記  
されている。これらの二つの語は何れも *krish* 「(穀を)」

牽く」即ち「鋤く」の派生語であつて、同一語源から出た  
同義語 *krishvāla* (隸農) が、

「*krishvāla* (隸農) と共に [二村を譲与した]」(*sa-*  
*krishvālam*) P. I, X<sup>III</sup>.  
p. 243, 1. 56.

とある如く、隸農的な身分で村と共に譲与されているこ  
とより「隸属民」たることが知られる。因みに、右の第二  
例に於いて、*karsaka* (隸農) と相對して用いられている  
*patīkṭā* (農民) は、政府の *raita* (銅板文書) にその土  
地の保有者たることを登記せられている村の成員であつて、

グプタ朝(西紀四—八世紀) 印度社会の一考察(中)(佐藤)

村の集會に出席する権利をもつたものを意味し、*kutumbin*  
とこの内容を同じくする。

以上の實例に徴すれば、本来「家長」を意味する *kutun-*  
*bin* (農民) を始め、これと同じ内容をもち *prativāsin* (住  
民)、又は *nivāsim* (住民)、*patīkṭā* (農民)、などの語は、  
何れも「隸属民」を意味する *karuka* (手工業者)、*krish-*  
*ka* (隸農)、又は *karsaka* (隸農) などの語に相對して  
用いられていることがわかる。相對して用いられている以  
上は、*kutumbin* 以下の「農民」と、*karuka* 以下の「隸属  
民」とは、之を截別すべき相違点がなければならぬ。これ  
を明らかにするためには、兩者の土地占有について研討し  
てみなければならぬ。

グプタ文書には、*kutumbin* が村の境界内にある共有地  
(*padraka*) の内に、持分地 (*pratyāya*) をもつことを示す  
多くの實例がある。

「*Vajra* 村の、西の境界に於ける (*para-simni*) (中略)、  
*bhūmihusa* とする共有地 (*padraka*) に於て、*kutumbin*  
(農民) *ishakā* の持分 [地] (*pratyāya*) たる 100 *pā-*

【C. I. I., p. 153, dāvarta】 II. 21—27.

とあるのは、その一例である。境界地に属する土地を表すには、右の例のようにて、

「〔某方向の〕境界に於ける」(simni)

と聲入のが最も普通である。さらば、

「Kada 村の、東の方向に於ける」(pūryva-dig-bhige) (中略) 4 hula の地】 I. A., XI. pp. 71—

とあるように、

「〔某〕方向に於ける」(dig-bhige)

と書かれる場合があり、また、

「Narindaka とら村の、西北の方向に於ける」(natri-ryān disti) 40 niyartana の土地】 I. A., III. p. 213,

とあるように、

「〔某〕方向に於ける」(disti)

と記される場合があり、また、

「(Paralitra) 村の、西の方向の境界の内部に在る」(apara-dig-vibhaga-sim-abhyantara) 王の地積 40 niyartana

の黒土の土地】 I. A., III. p. 36, II. 11—12.

とあるように、

「〔某〕方向の境界の内部に在る」(dig-vibhaga-sim-abhyantara)

と記される場合がある。即ち、境界地の場合は必ずその存在する方向が明記されている。

これに対して、村の内部に在る土地、即ち村内地を表すには、例えば、

「Vādode 村の、真中に在る」(madhye) 細分地】 E. I., XXIII. p. 266, II. 15—16.

「〔某村の〕真中に在る」(madhye)

と記したものが数例ある。しかし一般に村内地を表すには、例えば、

「Dardhachitra 村に於ける、農民(Kūtumbin) Bhogdaka

Badhira (の土地) を、灌漑井戸と共に「譲与する」】 E. I., XI. p. 18, II. 21—22.

とあるように、ただ単に「某村に於ける農民某の土地」

とあるように、

「〔某村の〕真中に在る」(madhye)

と記したものが数例ある。しかし一般に村内地を表すには、例えば、

「Dardhachitra 村に於ける、農民(Kūtumbin) Bhogdaka

Badhira (の土地) を、灌漑井戸と共に「譲与する」】 E. I., XI. p. 18, II. 21—22.

とあるように、ただ単に「某村に於ける農民某の土地」

とあるように、

「〔某村の〕真中に在る」(madhye)

と記したものが数例ある。しかし一般に村内地を表すには、例えば、

「Dardhachitra 村に於ける、農民(Kūtumbin) Bhogdaka

Badhira (の土地) を、灌漑井戸と共に「譲与する」】 E. I., XI. p. 18, II. 21—22.

とあるように、ただ単に「某村に於ける農民某の土地」

とのみ記し、四至の境界すら記していない。そこで問題になるのは、これだけの簡単な規定で混乱が生じないか、ということである。この問題を解くためには、更に具体的に村内の土地の事例を研討してみなければならぬ。

グプタ文書によると、村内の土地は、一二の例外を除けば、すべて *kuṭumbin* (農民) によつて保有せられてゐる。

「Madhukā 村に於ける (grāme)  $\frac{1}{16}$  pādāvarta の灌漑井戸を附した *kuṭumbin* (農民) *Isvara* の持分〔地〕 (pratyaya) 140 pādāvarta。又、Tapasīya 村に於ける *[kuṭumbin* (農民)] *Dhindaka* の持分〔地〕 140 pādāvarta」E. I., XI. p. 107, II. 15-17.

とあるのは、その一例である。そして、これらの *kuṭumbin* (農民) の保有地は、「持分〔地〕」と呼ばれたことが知られる。ここに、

「持分〔地〕」(pratyaya)  
と見えてゐるのは、他のグプタ文書に、

「Valmīkaala-vārika [村] に於ける (vārike) *Āryya-*

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(中)(佐藤)

*vārijaka* の持分地 (pratyaya-kshetra)」E. I., XV. p. 289, I. 4.  
とあるように、

「持分地」(pratyaya-kshetra)

の「地」(kshetra) が省略されたものでもある。さらに、同じ文書に、

「*Khindakaka* の持分條地」(pratyaya-kshetra-paṭṭi)  
ibid. p. 291, I. 4.

とみえることから、これら村内の「持分地」は、多くの「條地」(paṭṭi) から成つており、正しくは、

「持分條地」(pratyaya-kshetra-paṭṭi)

と称すべきものであつたことが知られる。そして、グプタ文書に、

「北の條地〔集團〕に於ける (paṭṭe) *Kompaika* [柱] の *agrakāra*」C. I., p. 103, 婆羅門に對する讓与地 II. 15-16.

とあるのは、村の境界地の一部が多くの「条地」(paṭṭi) に分れており、これらの「條地の集團」を、

「某方向の」條地〔集團〕(paṭṭi)

と表したものであつて、村内の土地も同様であつたと見て

よいであろう。グプタ時代の西 Chalukya 朝の Palakosi I が、Pariyaya とゆう村を、53 の「條地集團」(pattika) に

分つて、婆羅門の団体に譲与しているのは、これらの「條

地集團」を、各婆羅門の「持分」(bhaga) の単位としたも

のである <sup>I. A. W. p. 250 参照</sup>。又、同じ王朝の Vikramaditya I が、

Chintakrupa とゆう村を、59 の「持分」(bhaga) に分

て婆羅門の団体に譲与しているのは <sup>I. A. W. p. 77 参照</sup>、逆

これらの「持分」が、各々「條地集團」に相当していること

を示す。而して、グプタ以後の文書には、かかる「條地集

團」を単位として譲与するとき、この単位としての「持

分」は、更に五つの「細分」(amsa) に分けられ、被譲与

者たる婆羅門各人には、この「細分」を単位として割當て

ている例がある <sup>E. I. A. W. p. 302 参照</sup>。即ち、「條地集團」に属するい

くつかの「條地」を五等分しているわけであり、必ずや五

人の農民 <sup>krishak</sup> が一つの「條地集團」の内に各々同数の「條

地」をもつていたためと解さねばならない。即ち、後述

するように、一人の農民 <sup>krishak</sup> の「持分地」は数十の「條

地」より成つているから、これらの「條地」は之等の村内

に分散した多くの「條地集團」の各々にいくつかつ分属

したものと解すべきである。

しかるときは、何故村内地を表すに、「某村に於ける

農民 <sup>krishak</sup> 某の土地」という簡単な規定のみで混乱を招かない

かという虞の問題が解決する。即ち、村内の土地はすべて

「持分地」として krumbin (農民) に属しており、しか

もこれらの「持分地」を形成する多くの「條地」は、村内

の數ヶ所に分散している「條地の集團」に分属するから、

境界地の場合のように、

「某村の某方向に於ける土地」

という表現をとり得ないのであつて、単に、

「某村に於ける krumbin 某の土地」

と記せば自ら明かであつて混乱する懼れはないわけである。

グプタ文書に、

「Dardachira 村に於ける (grame) krumbin (農民)

Bhondakachira (の土地) を、灌漑井戸と共に (譲与

する) <sup>E. I. A. W. p. 18, II. 21-22.</sup>

とあるように、村内地の場合には、その保有者である k-

gunbin (農民) の名のみを記して、その保有地を表した  
ものもあつたのはこのためである。これらの村内の持分地は、  
kutumbin (農民) がその家計を営むための土地に外なら  
ないのであつて、グプタ文書に、

「家族地」(kutumba-kshetra)

と見えるものは、即ちこれを指せるものであらう。例えば、

「Madasura 村の北の境界に於ける第一の区劃の」南は、

Chachcha 及 Matrila に属する家族地 (kutumba-kshetra)

E. I, XXII.  
p. 119, 1. 5.

とあるのはその一例である。また、

「Sulsa 村の」Sulabhaka の家族「地」(kutumba) 及

び Dina の家族「地」(kutumba) C. I. I.  
p. 289, 19.

とある「家族「地」(kutumba) は、「家族地」(kutumba-  
kshetra) の「地」(kshetra) が省略されたものである。

次にしからは、これらの村の内部に於ける、kutumbin  
(農民) の「持分地」、即ち「家族地」の大小ははたうてあ  
らうか。Mn. (VI, 119) に

「十ヶ【村】の支配者は一 kula を、二十ヶ【村】の支

グプタ朝(西紀四—八世紀) 印度社会の一考察(中)(佐藤)

配者は五 kula を、百ヶ【村】の管理者は一ヶ村【の貢  
租】を、一千【村】の支配者は一ヶの町を、「夫々」享  
受すべきである」

とあつて、Govindaraja の Manuśikā を始めとして、  
又の註釈家たちは、ここに見える kula を、

「各六頭の牡牛に牽かれる一対の中位の大いさの犂によ  
つて耕作され得る広さの土地」G. Bühler (S.B.E. Vol. XXV)  
p. 235,  
n. 119.

と解している。例えば、Kullitka の Manusamhitā に、

「八頭の牛【に牽かせる】「犂」は法に適つた犂(hala)  
である。六頭の牛の「犂」は生計のための「犂」である。  
四頭の牛の「犂」は家長の「犂」である。二頭の牛の  
「犂」は婆羅門を殺すものの「犂」である。と、「イヌ  
の」法典の註釈書に述べられてゐることより (smaraṇāt)  
六頭の牛の「犂」は、中形の犂 (madhyamaṇi halam)  
である。そのような形の犂の一つによつて牽かれるだけ  
の広さの土地を kula とす。」<sup>②</sup>

とある。これによると、「イヌの法典の註釈書」(smṛitī)



の本文に記されているのは、犂を牽かせる牛の頭数のみであることがわかる。Pāṣāra の農書 *Kṛiṣṣaṅgraha* に、「犂〔を牽く〕に八頭の牛に軛をかける人は敬虔な人であり、六頭の牛に軛をかける人は仕事を実際に行う人であり、四頭を使役する人は残酷であり、僅か二頭を使役する人は牛肉食いである」<sup>③</sup>

とあるのはこれを傍証する。即ち、古くから伝承せられてきたいくつかのマヌの法典の註釈書には、六頭の牛に犂を牽かせるのが、牛を酷使せずに耕作を行い得る最も実地的な使用法であることを述べているにすぎないのであつて、これを土地面積を表す語である *kula* と結びつけたのは、Govindarāja <sup>十二世紀の</sup> <sup>人</sup> などの法典註釈家であるとせねばならぬ。Kullūka は Govindarāja の説を拠つて (Jolly, *naṣ* Recht und Site, S. 31. Bühler, op. cit. p. 295, n. 119.) Govindarāja の説が何に拠つたか、筆者には明かでないが、Nandanācārya の註釈書には、「一人の耕作者の持分」と釈しており、G. Bühler, *ibid.* n. 119, 十二世紀を遡るかなり古くから、「牛六頭に牽かれる中位の犂」(*śudj-gavam nādhyā-nanī halam*) によつて耕作され得る広さの土

地が、一人の耕作者の家族を扶養するに足る標準面積、即ち持分地ということになる。しからば次に、「牛六頭に牽かれる中位の犂」一对によつて、鋤かれ得る面積はどのようであらうか。

グプタ朝以後の文書には、

「[某] *hala* (犂) の土地 (*halānān bhū[mi]s*) によつて文句が多く用いられている。例をば、

「我々の村に於いて、25 *hala* (犂) の土地を買い、(別個の) 区域になして〔譲与する〕」<sup>E. I., XVII, p. 332, l. 10.</sup>

とあるのは、その一例である。この用語の意味は、

「*Praṣumba* と云ふ村から、(中略) 1 *hala* (犂) によつて鋤かるべき土地 (*eka-hala-vāhanīyā bhūmis*) が譲与せられた。」<sup>E. I., I, p. 114, ll. 27—28.</sup>

と記された用例より知られるように、

「某個の犂で耕作され得る広さの土地」

と云ふ意味である。そして、

「*Taghu-gāhī* 村に於ける *kuṣumbhī* (農具) *Jasapāla*, *Jala*, *Bakulavānīn* に属する—(中略)—4 *hala* (犂) によつて耕作され得る広さの土地」

即ち四つ〇の犁〔つ耕され得る〕土地」E. I, I. p. 317, II. 9—11.

とある例によれば、三人の kutumbin (農民) に対して

4 hala の土地、即ち一人の農民に平均 1.3 hala 強の

耕地が属してゐる。やむに

「[Siddhitrthaka 村に於ける] 住屋 (nivesana) を附

た 1 hala の土地」E. I, XII. p. 214, II. 11—12.

「Mala 村の耕作地に於ける 1.5 hala の土地と、前の

圃地と後の圃地を附した家屋 (grīha)」E. I, XII. p. 194, II. 10—12.

「[Rohanaki] 村に於ける 6 hala の土地を(別個の)区

域とぞつ、四つの住屋 (nivesana) を附して〔譲与せる〕」

E. I, XXII. p. 63, I. 11.

なほこの諸例より帰納して、1—1.5 hala の土地、即ち ku-

tumbin (農民) 一人当りの耕地に一軒の割つ「住屋」(ni-

vesana) 又は「家屋」(grīha) が附属してゐることが知

られる。それらの家屋は

「宅地 (mangla) の真中に在る (madhye) 前扉の長さの

24 [倍] の長さの家屋 (nivesana)」E. I, XXII. p. 32, I. 38.

とあるように、「宅地」を伴ふものがある。「宅地」は文

書の中づ種々の語によつて表されてゐるが、「vīsta」(住む場所) E. I, XII. p. 156, I. 23. 又は「grīha-sthāna」(家を立てる所) E. I, XXV. などか普通で用ゐられてゐる。そつて p. 145, I. 16.

「[Chura] 村に於つ、村の真中に在る中位の園地 (vīta)

を伴つた 南北の宅地 (grīha-sthāna-sthiti kshetra)」

E. I, XXV. p. 142, II. 23—24.

とあるやうに、宅地は村内地に在り、且つ「園地」を伴つ

てゐる。「園地」を表す vīta とさう語は、時この語の

代りに用ゐられる prakāra (圃地) p. 13, I. 5. と同つて、

元來「圃地」とさう意味である。そつて

「前の園地 (agre-vātuka) と後の園地 (pudhe-vātuka)

を附した家屋 (grīha)」E. I, XII. p. 194, II. 10—12.

とあるやうに「家屋」の前後に附帯して、生垣などによつて

囲まれた土地でもつて、野菜 (śaka) ・果樹 (madhuka) ・

木綿 (kaupāka) などが植えられており、各家族の自家用に

供されたと考えられる。

かくて右の諸例より帰納するときには次のことがい得ら

れる。村の内部に於て、1—1.5 hala (犁) の耕地が ku-

tumbin (農民) 一戸に所屬し、その耕地にはその農民の家族が居住せる家屋が附屬しており、同時にその家屋に対する宅地と園地が之に附隨している。これらは、農民の家族が家計を営むための土地といふべきもので、正に「持分地」と稱するに相應しいものである。即ち、前述の「マヌの法典の註釈家が、「牛六頭に牽かれる中位の犂二つによつて耕作され得る土地」即ち「2 hala(犂)の土地」を、「一人の耕作者の持分」と記していることとは相符合し、園地・宅地・家屋を附した1—2 halaの耕地が農民一戸の「持分地」といふことになる。しからば次に、1 hala、即ち「一犂で耕作され得る土地」の大きさはどうであらうか。

現今、北印度に於て、一犂で耕作され得る土地の広さを表す語が各地で行われており、その大小は略々一定してゐる。santhi (犂) はその一例でもつて、1 santhi は、60—90 bigha (條地) より成り、1 bigha は、幅 10m、縦長 160m、即ち面積  $\frac{1}{2.5}$  英段 (acre) の細長い帯状を成して Wilson, Glossary of the Indian Terms, s. v. 従つて、「一犂」の大きさは、

大体 24—36 英段となる。

次に、Mughal 時代に於ては「一犂」の地積を表す hala (犂) は、50 bighas (條地) に相當し Rājaputane ka Itihāsa, Fasc. II, p. 831, n. 1. 1 bigha は、 $\frac{1}{2}$  英段強となつてゐる。I. J. Modi, Asiatic Papers, Part III. Bombay, 1927, p. 107. 従つて、「一犂」の大きさは、大体 25 英段強となる。

次に Mughal 時代に先行する Rājput 時代に於ては「一犂」の地積は、chmra (土地の皮) と表され、bāga (條地) は、現今と同じく、1600 平方 m、即ち、 $\frac{1}{2.5}$  英段となつてゐる。Ch. Lassen, Indische Alterthumskunde, R. E. Leipzig, S. 976 u. N. 2.

右の諸例に見える bigha, bighā, bāga などの語は、何れも梵語の bhāga 「持分」の転訛したもので、グプタ時代の「持分地」を形成する「條地」(patti) に相當する。それは幅 10 m、縦長 160 m の細長い条地であることが知られる。そして、現今に於ても、Mughal 時代に於ても、これらの條地の集団としての「一犂の土地」は、平均して大体 30 英段となつてゐる。

しからば、更に溯つたグプタ時代に於る「一犂の土地」

即ち、1 kaha の大いさはどうであらうか。それを知る為には、先づ当時の尺度の単位について考えてみる必要がある。グプタ文書には、地積を表すのに、

「王の尺度による某々の広さの土地」

と云う表現が屢々なされてゐる。例えば、

「王の尺度による (rāja-mānena) 20 nivartana の土地」

E. I, VI, p. 14, l. 10.

「王の尺度による (rāja-mānika) 800 bhūmi の土地」

C. I, I, p. 237, ll. 18-19.

とあるのは、その一例である。この用法は、他の文書に、

「王の尺度の測量桿 (rāja-māna-danda) による 100

matar」  
E. I, X<sup>III</sup>, p. 172, l. 46.

とあるから、正しくは、

「王の尺度 (rāja-māna) の測量桿 (danda) によつて測

つた某々の広さの土地」

という意味であることが知られる。グプタ以後の文書にも、

類似の用例が極めて多く、例えば、東 Chalukya 朝の文書

には、「danda 測量桿」の代りに、Tamil 語の「測量桿」

を意味する「ghale」又は「gale」が用いられて、

「Dharmodana の測量桿 (ghale) による 50 matar の

土地」  
E. I, XI, p. 283, ll. 238-9.

とあるのは、その一例である。Kittel はこの語を、「竹の測

量桿 (a bamboo rod)」  
Kittel, Tamil-English Dictionary, s. v.

と云う。また Kalachurya 朝の文書には、Tamil 語の一方

言たる Kanarese 語の「測量桿」を意味する「kola」で之

を表してゐる。  
E. I, XI, p. 336, l. 9.

而して、グプタ文書に見える

「danda (測量桿)」という語は、同時に尺度の単位をも表

し、1 danda (桿尺) = 4 hasta (腕尺) とある。「hasta 腕

尺」といふ語は、「前膊の長さ」といふ意味で、「肘から中指

の末端までの長さ」を表し、羅馬に於ける cubitus、西

印度に於ける guz と同じく、その長さがほぼ一定してあり、

従つて、その4倍である1桿尺 (danda) は、約 2 m となる。

この「腕尺」ともまた、グプタ以後の文書に多く用いられ、

例えば、東 Chalukya 朝の他の Dekkan の諸王朝の文書には、「hasta (腕尺)」の代りに、Kanarese 語の「腕尺」

を意味する「kai」が一般に用いられている。例えば、

「幅 54 腕尺 (kai) の住屋」 E. I, XIII  
p. 48, l. 78.

の如きである。

さらに、グプタ文書には、地積を表すのに、

「8×9 の蘆 (nala) によつて測定した某々の広さの土地」

という表現が屢々用いられている。例えば、

「〔1 kalya の種子を蒔き得る広さの休閒地を〕8×9

の蘆によつて (ashitaka-navaka-nalābhyam) 測定して」

E. I, XV.  
p. 136, l. 10.

とあるのは、その一例である。この用語の意味するところは、他のグプタ文書に、

「〔4 kalya の種子を蒔き得る広さの休閒地を〕8×9

の腕尺の蘆によつて (hasten-ashitaka-navaka-nalābhyam)

測定して」 E. I, XIII.  
p. 55, l. 14.

と見えることより、

「8×9 の腕尺 (hasta) の蘆 (nala) によつて測定した某々の広さの土地」

という意味であることがわかる。印度産の「蘆」は、東亜細亞の「竹」に匹敵する長大なもので、測量棒として使用せられた。1 腕尺 (hasta) は、約 1 m であるから、8 腕尺は約 8 m に相当し、4 腕尺が 1 桿尺 (danda) であるから、8 腕尺が 2 桿尺に相当する。また、Chalukya 朝の文書には、

「35 goṇa (指寸) の〔長さの〕 Danavindana の測量

棒で測定した 5 muttar の土地」 E. I, XII.  
p. 283, ll. 288-9.

とあつて、35 指寸 (goṇa) の測量棒が用いられていたことが知られる。指寸 (goṇa) は、「掌を一杯に拵げたとき」の拇指の先から小指の先までの長さ」を意味し、約 9 inch に相当し、従つて、この測量棒の長さは約 8 m、即ち 16 腕尺となる。これは、4 腕尺の 4 倍、即ち 4 桿尺に相当する。このように 4 腕尺、即ち 1 桿尺が基準となつてゐるのは、この長さ (約 2 m) が畝の幅を表しているからであらう。もし然りとせば、グプタ時代に於ける 8×9 腕尺の測量棒の内、8 腕尺は耕地の幅、即ち畝の幅を測るに用いられ、恐らく 4 腕尺毎に目盛がつけられていたものと思われる。

しかるときは、もう一つの6腕尺は、畝の長さを測るに用いられたと考えねばならぬ。

かくの如く考えて誤りないとすれば、グプタ時代の条地の幅は、∞腕尺の測量桿の3倍、即ち883ではなかつたかと思われる。何となれば、グプタ朝の末期から西北印度に侵入した Kṣatriya 族は、北印度の西半部を征服すると、在来の印度の村落共同体を基盤とした一種の封建制度を實施したが、彼等はグプタ時代の尺度を踏襲したと考えられ、その「條地」(Dhāra)は、幅約 10 m、縦長約 160 m の細長い條地であるからである。

しからば縦長は如何というに、1:16 という縦幅の比より推して、それは幅 16 腕尺の 16 倍、即ち 16×15=256 腕尺に近い数であり、同時に 9 腕尺の倍数となる。即ち、16×9=144 腕尺の倍数であつて、256 腕尺に近い数となり、恐らく 288 腕尺、即ち約 144 m 程度であろう。

この推測に大過ないとすれば、グプタ時代の「條地」(patti)の大きさは、幅 16 腕尺、縦長 288 腕尺の細長い矩形を成し、その面積は  $\frac{1}{3}$  英段弱となる。これらの「條地」

グプタ朝(西紀四—八世紀)印度社会の一考察(中)(佐藤)

は、前述したように、村内にあるいくつかの條地の集団に分属しており、一人の農民ケトルンビヤに属するこれらの條地の総面積、即ち 1 hata の面積は、約 30 英段になると見て、ほぼ誤りないであろう。但し、これらの尺度の標準は、地方によつて区々であつたことは容易に想像されるのであつて、グプタ以後の文書には、右のように、

「王の尺度の測量桿によつて測定した某々の広さの土地」  
と記す外に、例えば、

「郡の〔測量桿の〕尺度によつて(vishaya-mahana)〔測定した〕一籠の籾を蒔き得る広さの土地……大〔測量桿の〕尺度によつて(Brihan-mahana)〔測定した〕10 prasta の籾を蒔き得る広さの土地」E. I., V. p. 39, l. 10.

と記したものがあり、更に普通には、

「Darvīkarma の 8×9 の腕尺(hasta)によつて測定して云々」E. I., XXIII. p. 56, l. 14.

「Kimpdi の桿尺(dagdu)によつて測定せられた 2 ni-varṭana の免稅地」E. I., M. p. 283, ll. 31—32.

のように、夫々の地方で慣行せられた尺度が用いられ、多

少の相違があつたことは認めねばならぬが、基準となつて  
 いる「腕尺」、即ち「前臍の長さ」は一定しているから、  
 大体の大きさは右の如く解して誤りないであらう。

次に、園地の大きさは、グプタ時代の文書に、

「Sarepha の近くの村に於ける、8 tampirā [の面積の土  
 地]を、作物と共に、200 腕尺 (hasta) の宅地 (vāstu)

と共に」<sup>F. I, XXIII</sup>  
 p. 201, ll. 11-12.

とある。ここに「宅地」(vāstu)と記せるは、家屋の敷地  
 のみでなく、その前後に附帯した「園地」(vīṭa)を含め  
 たものに相違なく、従つて、200 腕尺(100m)平方、即  
 ち2.5 英段程度のものが、普通の園地の大きさであつた  
 ようである。

次に、家屋の大きさは、グプタ文書には明記したもの  
 がなく、後代の文書には、

「幅 12 腕尺 (kuṭi)、長さ 21 腕尺の家 (maneya) [と 1  
 matter の土地]」<sup>F. I, XXII</sup>  
 p. 33, l. 47.

のように、幅と長さを明記したものと、

「24 腕尺 (hasta) の長さの家 (nivāsana)、他の 48 腕

尺の家」<sup>F. I, XXIII</sup>  
 p. 32, ll. 34-35.

のように、正面の長さのみを記したものがあつた。その大  
 さはもとより一定し難いが、多くの実例より帰納するとき  
 は、正面が20~50腕尺(10~25m)、奥行が12腕尺(6m)  
 程度のものではあつたことが知られる。

以上によつて、グプタ時代の農民(kṛmibhin)は、村の内  
 部の耕地に於て、多くの細長「條地」より成る、約30英  
 段 (acre) の「持分地」、即ち、「六頭の牛によつて牽かれ  
 る中位の犁によつて耕作され得る一犂 (hala) の土地」、を  
 1~2と、之に附属せる大約2.5 英段の園地と、一軒の家  
 屋とを持ち、家族をもつて家計を営んだことが知られる。

このような、村内の持分耕地・園地・家屋に対する保有権、  
 並びに、前述「史林」三四ノ四、の未分割の境界地に対する  
 持分権を合せたものが、即ち「持分」(Dhiga)であつて、  
 後述するように、その家族に属する成員が、その内に夫々  
 の持分権を有つのみでなく、その家族が属する支族(小氏  
 族)の成員もまた之に対して或る種の持分権を保有してお  
 り、たとい当該家族の家長の男系が絶えても、之等の血族

の間で永久に伝承せらるるべきものであつた。Mn. K. 104, 45. 参照。

### (B) 隷属民

しからば次に、隷属民の土地占有の実状はどうであらうか。隷属民として文書に見えるものは、手工業者、奴隷、小作奴隷、隸農、などであつて、順を追うて考察を進めた。

#### (a) 手工業者

手工業者として文書に見えるものは、*karuka* が最も普通である。この語は、*√kri* 「造る」、「労働する」の派生語で、「造る人」、「労働する人」という原義をもつ。また *praktika* という語で表されているものもある。この語も、*pra-√kri* 「造りあげる」の派生語で「創造する人」という原義をもつ。

従つて、之等の語で表されている「手工業者」には、織工 (*tantravyaya*)、<sup>1)</sup> 絹織工 (*paikana-kara*)、<sup>2)</sup> 鍛冶屋 (*loha-kara* 又は *karna-kara*)、<sup>3)</sup> 黄金細工師 (*suvarna-kara*)、<sup>4)</sup> 皮革工 (*carma-kara*)、<sup>5)</sup> 陶工 (*kulala*)、<sup>6)</sup> 大工 (*takshaka*)、<sup>7)</sup> 油搾

グプタ朝 (西紀四—八世紀) 印度社会の一考察 (中) (佐藤)

り人 (*taitika*)、<sup>8)</sup> 醸造者 (*samudika*)、<sup>9)</sup> 樵夫 (*tila-hanta*)、<sup>10)</sup> 理髮師 (*ksaurika* 又は *naipita*) を始め、<sup>11)</sup> 卜者 (*kāpa-darsaka*)、<sup>12)</sup> 網渡り師 (*rajju*)、<sup>13)</sup> 手品師 (*prati-hara*)、<sup>14)</sup> 仮面俳優 (*mukha-dharaka*) など、あらゆる下級労働者を含んでいる。彼等は元来、村の農民の生産物の一定割前を持つたとして受ける代償として、無償で村の成員から委託された仕事を行つたものがある。M. Weber, *Religions-sozio-logie*, B. II, S. 109 ff. 参照。いわば、村の共有の奴隷の形で隷属せるものである。法典類には、理髮師を奴隷 (*dāsa*) などと共に、首陀羅の内に数えている。Mn. IV. 従つて、グプタ以後の文書にも、村落の譲与の場合には、往々彼等を村に附帯して譲与することを記した事例がある。

「大工、黄金細工人、及び理髮師、鍛冶屋、陶工、樵夫などの、村落〔手工業者〕 (*śrīma-kuruki*)」を「村と共に」譲与する。E. I. V. p. 115, 26. 「織工、*sokuta* 不詳、醸造者などの、手工業者 (*praktika*) と共に—中略—〔この村を〕譲与する。」F. I, VI, 27—34, *ibid.*, V, p. 149, II, 29—30.

とあるは、その一例である。また、



「油商人および五種の手工業者 (kammāia) を奴隷 (kum-dutum) として譲与した」E. I. IV. p. 295, l. 11.

とあつて、その身分の低かつたことが知られる。しかるに、グプタ以後の文書には、往々にして之等の手工業者が、村の境界地の一部を占有している例がある。グプタ文書に、

「[Kāntedaduka 村に於ける第一の細分地の東の境界は] 大工 (vaidhaki) Vishnu の土地」The Indian Historical Quarterly, VI. p. 55, l. 19.

とあり、また後の文書にも、

「[Dhanaura 村に於ける 60 vādha の土地の] 東の方 処は、理髮師 (nāpita) に属する nala」E. I. XVII. 詳] p. 13, l. 12.

とある。彼等はかくの如く、境界地の一部を占有することを許される代償として、所謂「手工業者税」を支払つたのであつた。

「[Pokhari 以下の四村を] 罰金、関税、手工業者[税] (kīntka) をこのすべこの貢租 (ādīya) と共に「譲与

すべこの」E. I. XXV. p. 212, l. 39.

とあるは、その例証である。

(b) 奴隷・小作奴隷

マヌの法典 (Mh. VII. 415.) に七種の奴隷が挙げられてゐるように、奴隷 (dāsa) の出自は区々であるが、「給養を受けることによつて隷属せる奴隷」(Dhaka-dāsa) とあるように、個々の家族に人身的に隷属し、「買われたもの」(kṛta)、「譲与せられたもの」(dātta)、「先祖から相続せられたるもの」(pātrika) などと記されているように、物品と同じように売買・贈与・相続せられた。これらの奴隷は、Jātaka に多くの事例が見られるように、家内の労働例えば、水汲み、薪割り、食事や身のまわりの世話などをし、また他家に働きに出されて、その日給を所有主に差出すような、日傭労働者の仕事をするもの、など種々あつたようである。R. Fick, Die Sozial Gliederung im Nordostlichen Indien zu Buddhas Zeit. Kiel 1897. Ss. 197—200.

法典類には、これらの奴隷を「二足」(dvi-pada) と記して「四足」(chatursh-pada)、「即ち「家畜」と併記するを常とし、また「先祖から相続せられたるもの」(pātrika) とも記してゐるように、家族の重要な財産の一つであつた。Kalachurya 朝の Saikama が、遺産相続に關して人民に与えた勅令に、相続せらるべき故人の財産 (dhana) として、

「奴隷 (dvi-padi)」、家畜 (chatuspadi)」、動産 (dhana)」、穀物 (dhanya)」、家屋 (sriha)」、土地 (ksheetra)」。E. I, V, p. 27, II, 30—31.

を挙げてあり、「奴隷」が土地、家屋などと共に家族に属し、その財産であつたことを示している。法典類には、之等の奴隷の内、所有主の生命を救つたり、または自ら金銭を蓄えて贖金を支払つたりすることによつて「解放奴隷 (Bhujishya)」の身分を得べきことを記してゐるが E. I, 182.

但し、Pallava 朝の Sivaskandavarman の文書に、この王が Apici 村の婆羅門の団体に、その村の土地を打穀場 (khalā) 及び宅地 (ghara) とつて、各 1 nivarana づつ譲与し、さらに、

「四人の小作奴隷」(addhika)』 E. I, I, p. 6, l. 39.

を譲与したことを記してゐる。addhika は ardhika の Prākṛit (俗語) の形づ、ardhika は、マヌの法典 (Mn. IV, 253.) に、

「Ardhika (小作奴隷)」、寄客 (Kulamitra)」、牧牛者 (Gopila)」、首陀羅の中にもつては、奴隷 (dasa) 及び理髮

グプタ朝 (西紀四—八世紀) 印度社会の一考察 (中) (佐藤)

師 (nāyika) 』

と列挙されてゐるように、奴隷と身分的に差違のないものがある。この語はまた、Yājñ (I, 166) に、ardha-srin (小作奴隷) として見える。この語は、

「半分の (arha) 罽 (sirin) 』

という意味で、労働の報酬として、作物の半分を得る耕作者のことづ、後代の文書に見える kammaka E. I, XV, p. 328, n. 2. のように、地主たる農民カトワランの農具を以て、その土地を傭工の形で耕作したものであらう。しかるに、後代の文書には、被譲与者に対する宅地と共に、

「小作奴隷 (addhya-manassa) の宅地 (gharaittha) 』 E. I, K, p. p. 58—59, II, 10—14.

を譲与してゐることからみて、土地所有者の家とは別に、宅地と家屋をもち、従つて、家族をもつに至つたものもあつたことが知られる。

(c) 隷農

既に Jātaka に、奴隷 (dasa) と並べて、なとは別に kamma-kāra (労働するもの) を記すを常とする。この語

は、Niranda などの法典註釈書に見える karmakara の俗語の形でもつて、家族に隷屬し、農耕その他の労働に従事するものである。法典類その他には、これらの隷屬民を「保持せらるべきもの。給養せらるべきもの」(Dhritya)、「〔家族内に〕入つてきた従屬者。寄客」(Saranagata)、「同じ家に在るもの」(amitya)とも記してゐる。Dhritya については、前掲の Mryamata (K, 61) に、「一人の [Kutumbin (家長) である] 村の長が、Dhritya (隷僕) paticharaka (親族) と共に、そこにいる [村] が……享受せらるべき村といわれしる」

とあるように、親族と共に kutumbin (家長) に隷屬してあり、従つて、Mn. (暁, 243) に、

「〔王の作物が〕 kshetrika (農民) の過失」によつて破損せられた」ときは、罰金は「王の」持分の十倍である。しかし、Dhritya (隷僕) の「責任」であつて農民が知らなるときは、罰金は半分である。」

とあるように、収獲物の内の王の持分を Dhritya (隷僕) が損つたときには、kshetrika (農民) 即ち kutumbin (家

長) がその責任を負つて、罰金を支払ふべきことを言つてゐる。因みに、kshetrika は kshetraka (農民) の形で、グプタ以後の文書に散見し <sup>E. I, IV, p. 253, l. 48.</sup> kutumbin の代りに用いられてゐる語である。

しかし、グプタ朝以後の文書に見える隷農としては、前掲の Krishaka, Kushaka, Krishivala などが挙げられねばならぬ。これらの語は、何れも/krish「犁む」<sup>2</sup>「牽へ」<sup>3</sup>即ち「鋤く」の派生語で、「耕作者」を意味する。これらの隷農は Prabhāvati-gupti (Chandra-gupta II の女) の譲与文書に、

「隷農 (kushaka) の家屋 (nivesana) と共に Catvāra に享受せられてゐる享受地を〔譲与する〕」 <sup>Journal & Proceedings of the Asiatic Society of Bengal, 1924, Vol. XX, p. 59, ll. 15-16.</sup>

とあるように、自己の家屋をもち、独立の家計を営んだものであることが知られる。そして、

「隷農 (krishivala) と共に〔二村を譲与した〕」 <sup>E. I, XIII, p. 243, l. 55.</sup>

とあるように、村と共に譲与せられてゐる。グプタ文書に「[Salisa 村を] 平坦地、湿地、山地と共に、住民 (pra-

〔ivasi-jana〕と共に〔譲与す<sup>①</sup>〕 C. I, I, p. 289, 1, 10.  
とあり、グプタ以後の文書に、

〔Chāḍī などの七村を〕<sup>②</sup>人民 (jana) と共に〔譲与す

②〕 E. I, V, p. 135, 1, 42.

〔Gumṭini 村を〕<sup>③</sup>耕作者 (halika) と共に〔譲与する〕  
ibid. p. 59, 1, 47.

とあつて、村と共に譲与せられている「住民」、「人民」、「耕作者」などは、これらの隷農を指せるものであろう。

また、グプタ時代に印度を遍歴した中国の僧侶たる法顕の旅行記に、

「釈迦が歿してから後、諸国の王、富豪、在家の出道者が、僧侶たちの為に、寺院を建立し、田地、宅地、園地、民戸、牛轅などを供養し、鉄製の地券に書き記し、以後相伝えて、〔その特権を〕<sup>④</sup>廢さんとするものなく、現今迄続らている。」

とある。この記載は、印度側の銅板文書のそれに正確に一致するもので、ここに記されてゐる「民戸」は、これらの隷農を指したものであろう。このことは、他の文書に、

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(中)(佐藤)

〔Pori 村全体を〕<sup>⑤</sup>奴隷 (dvi-pada) 家畜 (chatus-pada) 土地 (kshetra) 隷農 (kṛtumbhika) と共に〔譲与する〕  
E. I, III, p. 33, 11, 6—7.

とあることによつて傍証される。即ち、法顕の記せる「民戸」は、独立の家を持たぬ「奴隷」を指すのでなく、ここにいう家持ちの「隷農」に、また「牛轅」は、「家畜」に、夫々該当するからである。

右の文書に見える kṛtumbhika (隷農) という語は、元來「家族 (kṛtumbha) に属せるもの」、即ち「家内奴隷」を意味する。しかし、グプタ文書に見える kṛtumbhika は、境界地を占有して之を耕作せる「隷農」を表している。例えば、グプタ時代の Varāhi 王 Śiṅḍitya III が、Magasura 村の境界地の内から五つの細分地を譲与した文書に、

「第一の細分地は、移住して居らなくなつた隷農 (kṛtumbhika) ⑥ 16 pādāvarā 〔の土地〕」  
E. I, XIII, p. 119, 11, 49—51.

「第二の細分地は、移住して居らなくなつた隷農に属せ<sup>⑦</sup> (satka) 30 pādāvarā 〔の土地〕」  
ibid.

とあるのは、その一例である。土地が譲与される場合には、

多くの事例によつて知られるように、いくつかの細分地から成る一人の農民の保有地を一括して譲与するのが例になつており、一人の農民の保有地を数人の被譲与者に分割して与えることは稀である。何とならば、被譲与者たる婆羅門その他は、単に上級所有者にすぎぬのであつて、占有者は依然旧の農民だからである。従つて、右の隸農 (Kritumbin) の保有地は、二つの細分地を合せた 46 pādāvarta とせねばならぬ。Gujarāt に於ける、当時の一家族を扶養すべき土地の広さ、即ち農民 (Kritumbin) の持分地の大きさは、当時のこの種文書の事例より帰納すれば、大体 100 pādāvarta であるから、右の隸農の保有地は、その半数にも及ばないわけである。

また、右の Śilāditya III が譲与した五つの細分地の内、爾余の三つは同じ隸農と思はれる Kikaka とするものに耕作されているが、それは

「第三の細分地は、Kikaka によつて耕せられたる (Prakṛiṣṭa) 43 pādāvarta の面積 (『土地』) E. I, XXIII, p. 119, l. 52.

「第四の細分地は、Kikaka によつて耕せられたる 10

pādāvarta の面積 (『土地』) Ibid. l. 53.

「第五の細分地は、Kikaka によつて耕されている 5 pādāvarta の面積 (『土地』) Ibid. l. 54.

であつて、これまた三つ合せて 58 pādāvarta にすぎず、矢張り一人の農民の持分地の大ききの半数にすぎない。

このように、文書に、

「隸農〔何某〕に属せる (satka) 土地」

とか、或は、

「〔隸農〕何某に耕せられたる (prakṛiṣṭa) 土地」

とか、記されているところより見て、永続的な占有権が認められていたことが知られる。従つて、家族をもつて家計を営んだこれらの隸農は、自己の保有地のみでは生計を営み得ず、その余剰の労働力を以つて、近接の保有者を異にせる耕地を小作人の形で耕作したものとと思われる。例えば、隸農に耕作されている前掲の五つの細分地の境界は、

「〔第一の細分地の〕東は婆羅門 Śankara に属する Brahmadeya の土地、南は婆羅門 Anūhaka に属する Brahmadeya の土地、西は農民 (Kritumbin) Bhofuka に属する

土地、北は婆羅門 Anahuka に属する土地<sup>F. I. XXII. p. 119, 11. 50-52.</sup>

とあるように、何れも保有者を異にした、婆羅門または農民の土地であつて、かように相互に入り混つた土地を、夫々別個の耕作者が耕作したとは考えられぬからである。右の文書で、移住して居らなくなつた隸農<sup>クツツカ</sup>の保有地たる二つの細分地を、恐らく同じ隸農と思はれる Kikaka の保有地たる三つの細分地と合せて、104 pūdivarta (大略、一家族の持分地に相当する)となし、之を婆羅門に譲与しているのは、之を併せて Kikaka に耕作せしめ、被譲与者に貢納をなさしめたと解すべきであらう。

以上によつて、隸農以下の隸属民は、農民<sup>クツツカ</sup>のように村内に「持分地」を持たず、ただ境界地の一部を占有することを許され、家屋と家族を持つて独立の家計を営んだが、その占有地の大いさは、一般の農民<sup>クツツカ</sup>の「持分地」の半分程度の狭少なものであり、従つて隣接せる婆羅門や農民の保有地の一部を小作の形で耕作したであらうことが知られる。

かくの如く、Kūmbhīn 以下の農民と Kūruka 以下の隸

グプタ朝(西紀四—八世紀) 印度社会の一考察(中)(佐藤)

属民の、夫々の土地占有の形態を考察してみると、始めて疑問としておいた問題、即ち、本来「家長」の意味をもつた Kūmbhīn が、何故グプタ以後、単に「農民」一般を表すようになったかという問題が理解される。

即ち、グプタ以後の文書に見える Kūmbhīn は、確かに農民一般を表してはいるが、その意味する農民は、「隸属民」に対する「農民」、即ち、村内に「持分地」をもち、村の集会<sup>サバ</sup>に出席する権利をもつた、村落の成員としての農民であつて、後述するように、氏族<sup>クワ</sup>の分解過程に生れる支族(小氏族)に属する各家族<sup>クワツツ</sup>の成員を意味する。従つて、村の土地に対する持分権をもたない「隸属民」と區別するため、特に本来主として、婆羅門の「家長」を意味する Kūmbhīn という語を用いて、その身分を表したものと解すべきであらう。

さらに、このように Kūmbhīn の内容が変遷した根底をなすものとして、種姓の混淆が挙げられねばならぬ。グプタ時代に種姓の混淆が甚しかつた例証は、多く之を挙げ得るのであつて、<sup>⑥</sup>従つて、既にマヌの法典に認められている

よびな (Mn. X, 82.) 婆羅門による農耕は、グプタ時代には一般に認められており、文書の終りには、被譲与者たる婆羅門が、その土地を「耕作するを (Kṛishakā) 何人も妨ぐべからず」C. I. I, p. 157, と規定するを常とする。また刹帝利の子が耕作している事例もある E. I. I, p. 159, l. 9. 従つて、之等の高級種姓の家長を意味するこの語によつて、村落の成員たる一定の資格をもつた農民を表して毫も差支えないわけである。

前述したように、村は主幹村落を中心とした、十ヶ村内外の村落集団を形成しており、その各村落は、後述する支族 (kula) を結合の紐帯とした各家族 (kumbha) に属する農民 (kumbin) を根幹とし、之に隷農、手工業者などの隷屬民を加えたものをその構成員とする。従つて後述するように、その内の一村の土地が、譲与・売却などされて、上級所有権の転移が行われる際には、必ずその村の支族の長 (kula-pradhāna) が之に立会し、その直接責任者となつてゐる。かくの如く、多分に血縁的な要素を含んだ、大約十ヶ村内外の自然村落の集団が、グプタ時代に於ける

「村落共同体」(Grāmi) である。

(C) 王領地と耕作者

かくの如く、村内地と境界地に分れ、夫々農民と隷屬民に保有せられた村落の構成は、何等の發展もなく維持し得らるべきものであらうか。

Sundaragupta の名に於て、その後継者によつて發せられた文書に、

「〔Revatika 村を〕 myrikara の賦課と共に agrahara 婆羅門<sup>ケトウシビト</sup>として譲与する。よつて汝等<sup>ケトウシビト</sup>（農民・手工業者）の譲与地として譲与する。よつて汝等（農民・手工業者）によつて—（中略）—穀物 (dhanya)、貨幣 (hiranya) などより成る、すべて、慣例の村の貢納 (sannachita grāma-pratyaya) が与えらるべきである。そして、今から後は、この〔村の〕 agraharika によつて、他の村などの、貢租の義務ある (karada) 農民 (kumbin) ・手工業者 (karudika) などは、〔この村に定住し、その職業を営むために〕 引入れられてはならない。然らざれば、必ず agrahara 〔の特権〕の放棄であるから。」 C. I. I. p. 257, II. 11-14.

とある。ここに見える agraharika とは、村の成員である農民クマランの内から選ばれ、agrahara に於ける王の持分を徴収することを職務とした政府の吏員 (adhi-karana) であつて、同時に村の利益をも代表している。右の文書に於て、これらの agraharika によつて、他の村々の貢租の義務を負つた農民クマランや手工業者カールンカがその村に引入られることを禁止しているのは何故であらうか。その理由は、大体次の二つとなる。即ちその一つは、王室への貢納が減少することであり、他の一つは、王領地の労働力を減少する結果となるからである。この二つの理由を更に研討することによつて、境界地の耕作をめぐる、王と村落共同体の対立が理解せられ、さらに、村落共同体の絶えず発展しつつある一面が見られるのである。

先づ、王室への貢納が減少するのは何故であらうか。これを理解するためには、村の境界地を占有せる隷属民の負担せる税賦の内容を知る必要がある。

グプタ末期の Bengal の王 Śrīchandradeva の文書に、「[Nalakhahiti 村の土地が譲与せられた]外部の住民。

グプタ朝 (西紀四—八世紀) 印度社会の一考察 (中) (佐藤)

たぢ (vi-vasinus) および農民たち (kshetrakaris) によつて……慣例の貢納が差出るべし」E. I, XI. p. 149, II. 33—34.

とある。vi-vasin は、vasin 「住民」に、接頭辞 vi 「離れて」 「各方面に」の附加したもので「外部の住民」の意である。右の文書がこの語に対して用いられている kshetrakara 「農民」は、グプタ以後の文書に、「農民たち (kshetrakaris)」E. I, XI. p. 40, I. 36. または「住民たる農民たち (prati-vasinai; kshetrakaris)」E. I, IV. p. 250, I. 48. などの形に kṛtumbin (農民) の代りに用いられている語であつて、村内に持分地をもつ kṛtumbin を意味する。従つて之に対して用いられている vi-vasin (外部の住民) は、境界地に住む隷属民以下の隷属民と解さなければならぬ。この文書によると、これらの農民クマランおよび隷属民から「すべての慣例の貢納」がなされるべきこととなつている。この語はグプタ文書に頻見するもので、例えば、

「慣例の (samuchita) bhāga, bhoga kara [など] の貢納 (prayāya) を差出すべし」C. I, I. p. 118, I. 9.

とあるのは、その一例である。bhāga は、「土地所有権を



もつもの「即ち、村内に持分地をもつ農民」<sup>クストリヤ</sup>より王室に納められる生産物の一定割前であり、之に対して Dhoga は「土地所有権をもたぬ耕作者」、即ち、「境界地の一部を占有せる隷属民」より王室に納められる生産物の一定割前を意味する。<sup>四。五三頁参照</sup>「史林」三四。次に、kura は元來「力役」を意味し、それを免除せられる代償としての「人頭税」、即ち「貢租」を意味する。<sup>同上。五二。</sup>この人頭税にも、農民と隷属民によつて区別があつたようである。即ち、グプタ時代の Kadamba 王 Mandatirivanan の文書（五世紀末）に、

「王の〔尺度の測量釋で測つた〕面積で 20 nirartana の Modakurani と云う耕地を（中略）内部の貢租 (antah-kura) 強制労働より除外して譲与する」<sup>E. I, VI, p. 14, II, 9—12.</sup>とある。ここに見える「内部の貢租」(antah-kura) とは、他の文書に「内部の収入」(antur-ya) とも記されているもので、「外部の収入」(purav-ya) に対するものである。<sup>E. I, VI, p. 15, n. 2.</sup>「内部の貢租」は、村落内部に居住せる農民<sup>クストリヤ</sup>よりの貢租であり、「外部の収入」は、前述の「外部の住

民、即ち境界地に居住せる隷属民よりの貢租と解す、べきであらう。而して、貢租 (kura) は、

「慣例の dhaga, dhoga, kura (貢租) なる貢納」<sup>C. I, I, p. 118, I, 9.</sup>と記されると共に、また他のグプタ文書には、

「〔慣例の〕 dhaga, dhoga, dhanya (穀物)〔による貢租〕」<sup>ibid. p. 179, hiraṇya (貨幣)〔による貢租〕</sup>などの貢納<sup>ibid. p. 67—68.</sup>とあつて「穀物」および「貨幣」によつて置換えられており、貢租にこの両種のあつたことが知られる。

尚ほこの外に、隷属民からは、「土地所有権を持たぬ耕作者から、國家え納められる地租」<sup>「即ち」</sup>「uparikara」が徴せられた。<sup>「史林」三四。四。五二—五四頁参照。</sup>

以上によつて、境界地の一部を占有せる手工業者を始めとする隷属民は、國家に対する地租としての生産物の一定割前、即ち uparikara を支払い、また、王室に対する地租としての生産物の一定割前、即ち Dhoga と、人頭税としての穀物並びに貨幣を以てする貢租、即ち dhanya (穀物) と hiraṇya (貨幣) を夫々貢納 (praty-ya) として納めていたことが知られる。

ここで注意せねばならぬことは、これらの境界地を占有せる住民の内には、隷屬民の外に、村の農民クートマンの次男以下にして、村内に持分地を相続し得ないものも含まれていることである。境界地の譲与を記したグプタ文書には、

「Vajra 村の西の境界に於ける——(中略)——Bhumbhusa とさう共有地パストラカに於て、農民 (Kujumbin) Rhotaka の持分カ地」(Pratyaya) 100 pidaṅvarta [土地]」C. I., p. 165. のように、

「某共有地に於ける農民某の持分地」

と記せる場合は、この農民は村内に持分地をもつ農民であつて、彼が境界地に在る未分割の共有地の内に持つている「持分地」を表す。しかるに、この外に、例えば、

「[Yashta 村の]南の境界に於て、農民 (Kujumbin) Varaka に耕カされカるカ地 (prakrishna) 120 pidaṅvarta の面積の土地」C. I., p. 49, l. 22.

のように、単に、

「農民某に耕されている土地」

と記せる場合がある。この場合の農民は、村内地に持分

権をもたず、村会の同意を得て、境界地の未耕の一部分を占有し、之を耕作せるものと解すべきであらう。彼等は「土地所有権」をもたないという点では、隷屬民と異なるころはないわけである。

かくの如く、境界地の住民が負担せる税賦の内容が明らかになると、前掲の Samudragupta の文書の前半が理解される。

即ち、王によつて Revatika という村が婆羅門の団体に譲与せられる。その譲与には、*nyatikara* 即ち、「土地所有権をもたぬ境界地の農民及び隷屬民より之迄国家へ納められていた地租」が附帯せられており、換言すれば、免除せられている。従つて、今後これらの境界地の住民からは、「慣例として之迄王室へ納めていた穀物・貨幣などの貢租」、即ち「外部の貢租」のみを、被譲与者たる婆羅門の団体に貢すればよい。すると、他の村々の境界地に住んでいる農民や手工業者などの隷屬民は、この地租免除の土地へ移住する。これらの隷屬民から納められる貢納は、グプタ文書に、

「穀物」の意。「による貢租」(meyā)、「貨幣」による貢租」(hiranya)などの、慣例の村の貢納」(samuchita grīna-pratyāyā)」C. I, I, p. 257, II, 11—12.

と記されているように、村への貢納として、一応村へ納められ、改めてその内の一定割前が、婆羅門の団体に貢せられる。従つて、これらの隷属民がある村の境界地へ移住することは、それだけその村の収入を増すことになる。従つて、その村の成員であつて、村の利益を代表する agrahika は之を欲迎する。王室へ貢租を納める義務を負つたこれらの農民や手工業の免稅地への移住は、それだけ王室への収入を減少させることになる。そこで之を禁止しているのである。

次にこれらの境界地の住民たる農民や手工業者の移住によつて、王領地の労働力が減少するのは何故であらうか。このことを理解するためには、王領地そのものについて考える必要がある。グプタ以後の文書に、

「村から外へ出されたものは、王の所有物である」(grīmya vāhyam rājya-drayam) E. I, K, p. 180, 124.

とあるように、本来、村の境界外の未耕地は、すべて王領地である。しかし、実際に耕作されている王領地は、村の境界地の一部を含んでいる。例えば、グプタ時代の Valabhi 王 Śilāditya Ⅱ が Madasara 村にある、王領地 (rāja-kyā) の内から五つの細分地を譲与しているが、それらの細分地は、

「[Madasara 村の]北の境界 (sīman) に於ける五つの細分地」E. I, XII, p. 119, II, 48—9.

とあつて、この王領地は村の「境界」、即ち「境界地の一部」を含めることを示す。またグプタ以後の文書にも、  
「[[Chamīlana] 村の北の方処 (disa) の西北の角の 100 pūsa より成る土地 [を譲与す]」。その境界は……東は王領地 (rāja-kyā-dhāmi)」I, A, X<sup>III</sup>, p. 113, II, 32—3.

とあつて、この王領地もやはり、村の「方処」、即ち「境界地」の一部を含むものと解される。境界地を占有し、之を耕作するものは、隷農以下の隷属民、及び持分地を持たぬ農民である。従つて、王領地の耕作もまた彼等によつてなされたものとなねばならぬ。これらの「村から外へ出る

れたもの、即ち「境界地の隷屬民」は、謂わば王の直接支配力の及ぶ人民であり、正に「王民」と呼ばるべきものである。グプタ以後の文書では、之等の隷屬民を往々「Janapada (隷屬民)」という語で表はしている。例をば、

「prativasin (住民) たも……めよらすべつこの janapada (隷屬民) たも」 E. I, V, p. 258. II, 13—14.

「prativasi-patirakia (住民たる農民) ちよら janapada (隷屬民) など」 I, A, VI, p. 51, l. 10.

「janapada (隷屬民) および kshetrakara (農民)」 E. I, XI, p. 40, l. 36.

とあるは、その一例である。ここに見える prativasin (住民) ʼ patirakia (住民) ʼ kshetra-kara (農民) などは、何れも村の成員たる農民 (kuttumbin) を表すことは前述した。Janapada という語は、Jana (人) と pada (足) の複合語で、本来「人民」という意味である。そして、Gupta 朝初に Gujarat に抛つた Śūh 王朝の碑文に、

「paura (都市民) ʼ janapada (〔村落〕隷屬民) を、貢賦 (kara) ʼ 賦役 (vishi) より免除することによつて」

グプタ朝(西紀四一八世紀) 印度社会の一考察(中)(佐藤)

C. P. S. I, p. 19, 115—6. E. I, VII, p. 44, 115—16.

とあつて「都市民」に對して用いられており、王の直接の支配下に在る都市の住民と同じく、その直接支配を受ける村落の隷屬民を指せるものと解すべきである。グプタ文書に、

「Sulisa 村を」住民 (prativasi-jana) と共に「譲与す」 C. I, I, p. 289, l. 10.

とあり、グプタ以後の文書にも、

「〔Chadi などの七村を〕人民 (jana) と共に「譲与す」」 E. I, V, p. 185, l. 42.

のように、王がこれらの隷屬民を村と共に譲与しているのは、これらの隷屬民が、王の支配下に直接隷屬しているからである。この点、村内地に住む農民は、王の支配を蒙ることが間接的であつて、彼等は土地を媒介として、徴税を適して(兵役の面は未詳)間接的に支配されている。従つて、グプタ以後の夥しい村落および土地の譲与文書の内にも、「農民の土地」を譲与する事例は見られるが、「農民そのもの」を村落又は土地と共に譲与している事例は、

私見の範圍に於ては一例も存しない。<sup>①</sup> 彼等は自己の居住せる村落の内部に、永久に相續すべき持分地を持つてあり、之を通して村に結びつけられている。従つて、王は徵稅組織を通して、村落共同体を把握しておれば、彼等を支配し得たのである。しかるに、境界地に住む隸屬民は、持分地を持たず、村の土地を占有せるにすぎず、この点移動は自由である。法顯の旅行記に、

「*jjj* (*Madhura*) から南は—(申略)—戸籍や官法がなく、ただ王地を耕作する者だけが、その代償として、生産物の一定割前を差出してあり、その土地から離れようと思えば、離れてもよく、定住しようと思えば、定住しようよ。」<sup>②</sup>

とあるのは、この間の事情をいづたものであろう。そして、前掲の *Valabhi* 王 *Śīladitya* III が、五つの細分地を譲与した文書には、その内の二つを

「移動して居らなくなつた (*utsanna*) 隸屬 (*Kummbhika*)

【に屬せる土地】 E. I, X<sup>VI</sup>.  
p. 119, l. 49, 50-51.

と記してゐる。 *utsanna* は *ut-√sad* 「消滅する」 「移動

する」の派生語で、「消滅した」「移住した」の意味であつて、ここでは「逃亡した」という意味に解すべきであらう。従つて、王は之等の隸屬民を人身的に把握せねばならない。但し、王領地を耕作するのは、これらの隸屬民のみでなく、村内の農民も亦これに参加したようである。即ち、既述したように、農民が村内の持分條地を耕作するには、六頭糧度の牛に牽かれる犁を使用しているが、グプタ以後の文書には、王が村落を譲与する場合に、之に与える特權として、以後、牝牛、牡牛を提供する義務を免除することを記したものが頻見する。例えば、グプタ時代の *Vākātaka* 諸王の文書には、例外なく、

「連統の牝牛・牡牛なく」 (*a-paramparā-go-baliwarddāp*)

C. I, I,  
p. 238, l. 27.

と記されており、又 *Pallava* 朝の文書には、

「連統の牡牛なく」 (*a-paramparā-baliwardan*) E. I, III,  
p. 87, l. 14.

とあるのは、その一例である。之は王領地の耕作の時期に犁を牽く一連の頭数の牛を、村の農民から一定期間出させることをいふものであろう。<sup>③</sup> 隸屬民は *Kummbhika* E. I, X<sup>V</sup>,  
p. 326, n. 2.

のように、土地所有者の農具を用いてその土地を耕作するものであるから、原則として犂を持たず、従つて牛を持たぬから、之等の牛を提供するものは、村の農民であらねばならぬ。

惟うに、王領地の耕作の主体となるものは、境界地の隸属民であるが、耕作期には、村の農民もまた臨時の賦役として徴せられたに相違ない。グプタ文書に、

「[Mahilabai 村を]生ずるべしあうような強制労働と共に (s-otadyamāna-vishikāh) [譲与する] C. I, I, 1. 67. とあり、又、

「賃例の……貢納を差出すべし。そして奉仕に赴くべし (sev-opsāhmanī kurunīyan) E. I, W. p. 158, l. 15.

とある、「強制労働」や「奉仕」の内には、この種の賦役が含まれていたと解される。かくの如く、王領地の耕作者がすることが明かになると、前述の Samudragupta の文書の後半が理解される。

即ち、村々の境界地の一部を含む王領地に住むこれらの移動し易い農民(隸農や持分地をもたぬ農民)や手工業者

が地租を免ぜられた *grahana* へ移住することは、その村の労働力を増し、境界地の未耕地の耕作が促進されるから *grahana* は之を歓迎する。しかし、これら王領地の耕作に主要な労働力を提供する隸属民の移住は、それだけ王領地の労働力を減少する結果となる。そこで之を禁止しているのである。

かくの如く、村落共同体は、未耕の境界地を開拓してその収入を増すため、他の村々の隸属民を引入れることに努め、王は村の境界地の一部を含む王領地の主要な耕作者である之等の隸属民を確保せんとする。かかる両者の対立が、偶々婆羅門への免税地の譲与に当つて、文書の上に表われたものと理解すべきであろう。而して、かかる両者の対立の間にあつて、漸次勢力を得るに至るものは、前述の、*Bhogika*, *dhāgika*, *agrāhika* などの村落共同体内部の有力者である。彼等は、その村の成員である農民 (*kūmūbhī*) の内から選ばれ、王室への貢租の徴収を委任せられた「官吏」 (*adhikarānā*) であつて、政治権力と結びついており、例えば、

〔Roharaki 村の〕 6 hala の土地を一中略—bhogika

Buddhannanchi に勤告せられて〔讓与せる〕  
p. 68, E. I, XXXI.  
II, 11, 17.

とあるように、王に上申して境界地の一部を、すべて①貢租を免じて讓与せしめ、又、前述の agraharika のようにその免税地へ、他の村々の隷属民を引入れ、漸次在地の地主貴族としての地位を得るに至つたと考えられる。彼等こそグプタ時代に続く Rajyput 時代に「Grāhya Thakura (地主貴族)」として、又、同教徒時代に「Zaminidar (地主貴族)」として現われる在地の地主貴族に系譜的に連るものと思われる。

- ① vipre(air)-ah-ānyair-varipair-va bhogyo grāma udhāritah| evo(eko)grāmaniko yatra sa-bhītya-paricārakah||kuṭikan-tad-bijāniy-ād.....|  
(E. I, XV, p. 55, n. 1. 所引)
- ② Kullita, Manusamhitā, ed. by E. Upādhihārīnā, Kālikata 1874, p. 328.  
ashtā-gavaṃ dharmma-halaṃ shad-gavaṃ jivī-ārthīnām|

catur-gavaṃ gṛhasthānāṃ dvi-gavaṃ brahma-ghātinām-iti hārita-smaraṇāt shad-gavaṃ madhyamaṃ halam-iti|  
tathā-vidha-hala-drayena yāvati dhaniir-vahyate tat kulam-iti vādhati|

- ③ R. Ganguli, Cultivation in Ancient India. (The Indian Historical Quarterly, Vol. VI, p. 746.) 所引。

④ 法顯傳（佛國記）

自佛般泥洹後、諸國王・長者・居士、為衆僧起精舍、供養田宅・園圃・民戸・牛糞、鉄券書録、後王相傳、無敢靡者、至今不絶。（足立喜六氏著「法顯傳」校勘本六九頁に拠る）

- ⑤① 「Devarakshitapataka 村の西南境界に於て」 Goksha の持分地 (pratyaya) 130 pādāvarta」 (E. I, XI, p. 84, 1. 27) 「Chitrakasthalya 村の北の境界に於て」 Dharmika の持分地 100 pādāvarta」 (Ibid. 1. 28.)
- ② 「Madakanā 村に於て」 農民(Kuṭumbin)śvara の持分地 140 pādā.....Tāpasīya 村に於て」 Dhīndakā の持分地 100 pādā.」 (E. I, XI, p. 107, 11. 15—18.)
- ③ 「Antararā(村)の Sivaka とするの共有地に於て」 Verasena-dantika の持分地 100 pādā..... 西の境界に於て」 Skambhasena の持分地 120 pādā.....Dombhi 村の東の境界に於て」 Vardhaki の持分地 90 pādā. .... 「Vajra 村の」 Bhumbhusa とするの共有地に於て」 農民 Bhoiraka の持分地 100 pādā.」 (C. I, I, p. 106, 11. 22—25.)

- ④ これらは「持分地」と明記してあるものの一例であつて、平均して一人の持分地の大小は約100 pādavarta である。
- ⑤ Yākrīka 王朝の Devasena 王の宰相 Hastihoga の刻文に、彼の祖先である婆羅門 Soma は、婆羅門種姓の妻の外に、刹帝利の妻をチャヤの後裔であると稱してゐる。(A. D. W.) (Archaeol. Surv. West. India. Vol. IV, p. 140 and note.)
- ⑥ Mālya 王朝起つて Hūna を撃破して、グプタ朝を圧迫した Yasodharman の祖先である婆羅門 Kavikriti は刹帝利の妻を娶つてゐる。(A. D. W.) (C. I. I., Vol. III, p. 152)。
- ⑦ Harshavardhana 時代の Bengal 王 Iokanātha の祖先は、数代前迄は、父方共に婆羅門であつたが、母の父は pātāsava、即ち婆羅門の父と首陀羅の母との間に生れた雑種姓であり、従つてその女を母とするのが王は、kārana (雜種姓) と記されてゐる。(A. D. W.) (E. I., XV, pp. 305—7, v. 2, 6, 9.)
- ⑧ Harsha-charita の著者 Bāna の両親は、何れも婆羅門種姓であるが、父 Chitrabānu は別に首陀羅の妻を持ち、 pātāsava である二人の子を儲けてゐる。(A. D. W.) (ibid. p. 305. 参照)。
- ⑨ これらは、血統を重んずる王室又は官僚の家系に見られる種姓の混淆の事例であつて、以て一般のそれの一層甚しかつたことが知られる。
- ⑩ 唯一の「農民」(kutumbin) そのものを譲与したように見誤られ易い一例が存する。即ち、グプタ時代に Punjab 南部

グプタ朝 (西紀四一八世紀) 印度社会の一考察 (中) (佐藤)

- の Mairaka 王家の sāmānta (貢納領主) であつた Simhāditya の文書に、「Darbhachāra 村に於ける農民 (kutumbin) Dhond, ka-hadhira (「土地」を「灌漑井戸 (vāpi) と共に譲与する) (E. I., XI, p. 18, ll. 21—22) であるがそれである。しかつてこれは、他のグプタ文書に、「Vajra 村に於ける」農民 (kutumbin) Ptoaka の持分地 (pratyaya) 100 pādavarta と灌漑井戸 (vāpi) (を譲与する) (C. I. I., p. 166, ll. 25—26) とあることより知られるように、農民の「持分地」又は「土地」の語が省略されたものであることが明かであつて、奴隸の場合のように、人身的に譲与したのでもなければ、隷農の場合のように、村に附帯して譲与してゐるのではない。農民の場合には、その保有している持分地が譲与の對象となつてゐるのであつて、しかもその所有権の転移は、あくまでも上級所有権 (徴税権を主とする) に関してである。
- ⑪ 法頭傳 (佛国記)
- 従是 (一摩頭經) 以南 (中略) — 無戸籍・官法、唯耕王地者、乃輒地利、欲去便去、欲住便住。(足立氏前掲書六八頁)
- 碑文學者は、この用例を多く疑問のまま看過している。唯、教人が之に注意しているが、適切な解釈はなされてゐない。例えば、V. V. Mirasi 氏は、「牝牛の最初の犢牛を要求する権利ならん」(E. I., XII, p. 175, n. 7) とし、G. Bühler 博士は、「王の官吏の巡回の爲に、輪番で牽獸を提供する義務ならん」(E. I., I, p. 9, n. 33) としてゐるが、臆測に止り、採るに足らなす。



tinguished from that of the Manno. The seven claimed its water from the beginning but we see Yogita village control its greatest part to its own use. This is due to its financial support and the other villages seems to be given its surplus water. The other reservoirs may be helpful to these villages, but in comparison with the great quantity of water of the Kaida they are of no use to the needs in the rice-planting season. Compelled to these bad and unfortunate circumstances and yet unable to get rid of them these villages emerged as a peculiar community.

## Sakai and Nara

### A Study of the Relationship between the Seigneurial and the Port City

by

F. Nagashima

It was through the turbulent ages of the Nanboku-cho that Sakai-noura, once a deserted manor of the Sumiyoshi and the Kasuga Shrines in Nara, emerged as an important depôt of the knightly class. Thus the feudal relations that had been existed between the two cities, Nara and Sakai, were completely reversed with the commercial development of the latter. The second step toward its supremacy was taken during the Onin conflicts that followed the civil wars of the Nanboku-cho and its positive participation into the civil life of Kyoto and Nara enabled the citizens of Sakai to achieve a mellow and cultural life. In this article I aimed at the analysis of the inter-relations between the seigneurial control of Nara and the claims of the port-town which was to emerge as a powerful city of feudal Japan.

## The Social Structure under the Gupta Dynasty (II)

by

K. Sato

The rural community of the Gupta era was composed of some ten small settlements clustered around a capital village. Its members

were of the landowners (kuṭumbin), the artisans (kāruka), the villains (kutumbika) and the dependents. The landowners, the most important actors in the communal life, constituted the several families derived from the same minor clan. It is why we can see an old blood relationship still preserved among them. They were the owners of the land (pratyaya) in the open village field, and cultivated it with a pair of spade with six oxen before it. The land consisted not of a compact property, but of the strips interspersed among those of the other landowners. This they inherited from generation to generation with other small pieces of land in and around their settlement. The villains, on the contrary, occupied some lands on the village boundary which enabled them to live an independent life with their dependents. Moreover they held the lands from the landowners and the Brahmans near by. The struggle between the king and the village community started from the concurrent desire to control these tenants and the village boundary, and led to the gradual growth to the landed aristocracy.